平成１９年（フ）第２６６号
富山市水橋市田袋76番地
破産者　金森光一郎
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３５４号
富山市八尾町高熊96番地１　市営住宅17号、手続開始時の住所富山市八尾町下新町241番地
破産者　寺崎興業こと　寺﨑　久義
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１６２号
茨城県鹿嶋市大字平井1350番地115　レオパレスマリンコート鹿嶋113
破産者　長崎　輝男
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２０年（フ）第３８６号
茨城県古河市錦町７番12号
破産者　髙松　忠夫
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２９６号
名古屋市港区宝神３丁目2101番地の７　ドムール宝神103号、開始決定時の住所名古屋市港区錦町20番12号
破産者　石川　　操
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９７号
名古屋市港区宝神３丁目2101番地の７　ドムール宝神103号、開始決定時の住所名古屋市港区錦町20番12号
破産者　石川　清子
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８９９号
名古屋市熱田区大瀬子町407番地
破産者　服部　金幸
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第４６９号
愛知県瀬戸市西本地町１丁目159番地の１　サンリバーＡ―202
破産者　近藤　治彦
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１８７号
広島市南区段原１丁目２番２―804号
破産者　石本　清子
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０９号
広島市佐伯区五月が丘４―３―１、開始決定時の住所広島市中区広瀬町３番５号
破産者　吉田　　彰
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３７号
鹿児島県鹿児島市武岡１丁目50番地11
破産者　川原　悠子
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２０年（フ）第６１３号
青森市浪館前田２丁目３番２号
破産者　葛西　正博
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３号
宮城県柴田郡村田町大字足立字三光４番地３
破産者　田中　　好
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２０年（フ）第２５８９号
横浜市金沢区釜利谷東４丁目４番16号　第３源荘202
破産者　倉持　　綾
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成１９年（フ）第１９３号
新潟県村上市七湊330番地
破産者　木村　俊雄
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第４０号
新潟県胎内市長橋下62番地
破産者　鶴岡　貞雄
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２０年（フ）第２２７３号
京都市伏見区桃山与五郎町１番地の349、住民票上の住所京都府宇治市折居台４丁目１番地の132
破産者　小牧　直人
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係